

本庄市議会議員政治倫理審査会委員名簿

選出区分	氏 名	備 考
議員	山 口 豊	自由民主党本庄
議員	清 水 静 子	公明党
議員	門 倉 道 雄	市議団未来
議員	巴 高 志	市議団きせき
議員	高 橋 和 美	市議団 大地
学識経験者	金 井 英 幸	
学識経験者	古 澤 武	
学識経験者	脇 島 正	

○本庄市議会議員政治倫理条例

平成 2 5 年 7 月 1 日

条例第 2 8 号

(目的)

第 1 条 この条例は、本庄市議会議員（以下「議員」という。）が、市政は市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、市民の代表者としてその職務に係る倫理を保持し、その地位による影響力を行使して自己又は特定の者の利益を図ることのないよう必要な措置を定めることにより、市政に対する市民の信頼に応えるとともに、清廉かつ公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(議員の責務)

第 2 条 議員は、常に市民全体の利益を擁護しなければならない、いやしくも議員自身又は特定の個人若しくは団体の利益を求めて公共の利益を損なうようなことがあってはならない。

2 議員は、その権限又は地位による影響力を不正に行使してはならない。

3 議員は、その行為が次条各号に規定する政治倫理基準に違反する事実があるとして疑惑を持たれたときは、誠実に当該疑惑の解明に当たるとともに、責任を明らかにしなければならない。

(倫理基準)

第 3 条 議員は、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。

(1) 市民全体の代表者として、人格及び倫理の向上に努め、その品位を損なうような行為をしないこと。

(2) 市が行う許可、認可又は請負その他の契約に関し、特定の企業、団体等のために有利又は不利な取り計らいをしないこと。

(3) 市が出資している法人及び補助金を交付している団体の請負その他の契約に関し、特定の企業、団体等のために有利若しくは不利な取り計らいをしないこと。

(4) 市職員の公正な職務執行を妨げ、その権限又は地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。

(5) 政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附等の授受をしないこと。

(6) 市職員の採用、昇任及び異動に関して、特定の個人を推薦し、又は介入しないこと。

(7) 地位を利用して金品を授受しないこと。

(市民の審査請求権)

第4条 市民（審査を請求する日の直近において市の選挙人名簿に登録されている者に限る。）は、議員に前条の規定に違反する疑いがあると認めるときは、これを証する資料を添えて、市民100人以上の署名とともに議長に対し審査を請求することができる。

(審査会の設置等)

第5条 議長は、前条に規定する審査の請求を受けたときは、本庄市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会は、委員10人以内で組織する。

3 委員は、議員のうちから7人以内、学識経験者のうちから3人を議長が指名する。

4 審査会は、委員の互選により会長及び副会長を置く。

5 審査会の委員の任期は、当該事案の審査結果を議長に報告した月の末日までとする。

(審査会の審査)

第6条 審査会は、議長から審査を付託されたときは、当該事案の適否及び存否について審査を行うものとする。

2 審査会は、前項の審査を行うため、審査の対象となる議員（以下、「審査対象議員」という。）に対し、出席を求め、事情聴取等必要な調査を行い、又は関係資料の提出を求めることができる。

3 審査会は、審査対象議員に対し、弁明の機会を設けなければならない。

4 審査会は、審査請求をした者（以下「審査請求者」という。）から事情を聴取し、証拠書類等の提出を求め、又は市民その他の関係者を参考人として出席させ、意見を聴くことができる。

5 審査会の会議は、公開するものとする。ただし、出席委員の3分の2以上の同意を得たときは、これを非公開とすることができる。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

7 委員は、その職務を政治目的のために利用してはならない。

(議員の協力義務)

第7条 議員は、審査会の要求があるときは、審査に必要な資料を提出し、又は会議に出席して意見を述べなければならない。

(審査会の審査結果)

第8条 審査会は、審査の付託を受けた日から90日以内に、その審査結果を議長に報告しなければならない。

2 議長は、前項の規定により審査会の審査結果の報告を受けたときは、審査結果を速やかに審査請求者及び審査対象議員に送付し、議会に報告し、公表しなければならない。

3 議会は、市民の信頼を回復するために、必要な措置を講ずるものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、平成25年9月1日から施行する。

附 則 (令和3年12月28日条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年3月31日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

○本庄市議会委員会傍聴規程

平成 21 年 9 月 4 日

議会告示第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、本庄市議会委員会条例(平成 18 年本庄市条例第 195 号。以下「条例」という。)第 16 条第 3 項の規定に基づき、本庄市議会の委員会(以下「委員会」という。)の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席及び傍聴人の定員)

第 2 条 傍聴席は、一般席とし、傍聴人の定員は、3 人とする。

(傍聴の手続)

第 3 条 条例第 16 条第 1 項の規定により傍聴の許可を得ようとする者は、委員会開議時刻 5 分前(以下「受付終了時間」という。)までに、本庄市議会委員会傍聴申請書(別記様式)により、委員会の委員長(以下「委員長」という。)に申請しなければならない。

2 委員長は、受付終了時間経過後、傍聴の可否を決定する。ただし、傍聴を可とした者の数が、前条に規定する傍聴人の定員を超えている場合は、抽選により傍聴人を決定する。

3 前項の抽選は、くじ引により行う。この場合において、くじは申請をした者が申請をした順に引くものとする。

4 委員長は、第 2 項の規定により決定した傍聴人に対し傍聴券を交付する。

5 傍聴人は、係員から要求があったときには傍聴券を提示しなければならない。

6 傍聴人は、傍聴を終え退室しようとするときは、傍聴券を返還しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第 4 条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他危険なものを持っている者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 異様な服装をしている者
- (4) 前 3 号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと

認められる者

2 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、委員長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、傍聴に当たっては静粛を旨とし、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 傍聴人は、傍聴席にて傍聴すること。
- (2) 委員会室では、私語、談笑等はしないこと。
- (3) 委員会における言論に対して批判を加え、可否を表明し、又は拍手をしないこと。
- (4) 帽子、えり巻又は外とう類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により委員長の許可を得たときはこの限りでない。
- (5) かさ、旗、標識の類を携帯しないこと。
- (6) 飲食、喫煙をしないこと。
- (7) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (8) 携帯電話、スマートフォン等の通信機器は、音を発しない措置をとり、かつ、使用しないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第6条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に委員長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第7条 条例第16条第2項の規定による委員長が必要があると認めるときは、次のとおりとする。

- (1) 個人情報に関することを審議するとき。
- (2) 議案等に対する討論及び採決のとき。
- (3) その他委員会運営に支障を来すおそれがあるとき。

(係員の指示)

第8条 傍聴人は、全て係員の指示に従わなければならない。

(規程違反者に対する措置)

第 9 条 委員長は、傍聴人がこの規程に違反したときは、これを制止し、その命令に従わないときは、その者を退場させることができる。

(補則)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、委員会の傍聴に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成 25 年 8 月 30 日議会告示第 2 号)

この告示は、平成 25 年 9 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 28 年 2 月 29 日議会告示第 1 号)

この告示は、平成 28 年 3 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 2 年 11 月 26 日議会告示第 1 号)

この告示は、公示の日から施行する。

別記様式(第3条関係)

本 庄 市 議 会 委 員 会 傍 聴 申 請 書

年 月 日

(あて先)

委員会委員長

(傍聴者)

住所

氏名

本庄市議会委員会傍聴規程第3条第1項に基づき、下記のとおり委員会の傍聴を申請します。

記

1 年 月 日

年 月 日

2 委員会名

本庄市議会議員政治倫理審査会 概要

【政治倫理条例の目的】

< 条例抜粋 >

(目的)

この条例は、本庄市議会議員(以下「議員」という。)が、市政は市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、市民の代表者としてその職務に係る倫理を保持し、その地位による影響力を行使して自己又は特定の者の利益を図ることのないよう必要な措置を定めることにより、市政に対する市民の信頼に応えるとともに、清廉かつ公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

【審査会の設置】

< 条例抜粋 >

(審査会の設置等)

第5条 議長は、[前条](#)に規定する審査の請求を受けたときは、本庄市議会議員政治倫理審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

2 審査会は、委員 10 人以内で組織する。

3 委員は、議員のうちから 7 人以内、学識経験者のうちから 3 人を議長が指名する。

※上記内容により、名簿のとおり委員を選出しました。

(審査会の審査)

第6条 審査会は、議長から審査を付託されたときは、当該事案の適否及び存否について審査を行うものとする。

2 審査会は、[前項](#)の審査を行うため、審査の対象となる議員(以下、「審査対象議員」という。)に対し、出席を求め、事情聴取等必要な調査を行い、又は関係資料の提出を求めることができる。

3 審査会は、審査対象議員に対し、弁明の機会を設けなければならない。

4 審査会は、審査請求をした者(以下「審査請求者」という。)から事情を聴取し、証拠書類等の提出を求め、又は市民その他の関係者を参考人として出席させ、意見を聴くことができる。

※上記内容により、審査対象議員や審査請求者に事情聴取等行うことも想定されます。また審査対象議員に対する弁明の機会の付与は必須となっています。

【審査結果の報告等】

< 条例抜粋 >

(審査会の審査結果)

- 1 審査会は、審査の付託を受けた日から 90 日以内に、その審査結果を議長に報告しなければならない。
- 2 議長は、前項の規定により審査会の審査結果の報告を受けたときは、審査結果を速やかに審査請求者及び審査対象議員に送付し、議会に報告し、公表しなければならない。
- 3 議会は、市民の信頼を回復するために、必要な措置を講ずるものとする。

今後のスケジュール（案）

＜第2回審査会＞（5月中）

- （1）審査請求者または関係人の事情聴取
- （2）審査対象議員の事情聴取、弁明等
- （3）審査結果報告に係る意見交換
- （4）その他

＜第3回審査会＞（6月中もしくは7月）

- （1）審査結果報告書（案）について
- （2）審査結果の報告（委員長から議長へ）